

3 障がいを事由に老人保健の適用を受けている人は加入の選択ができます。
 一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、現在老人保健の適用を受けている人は後期高齢者医療制度の対象になります。後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないままであります。被保険者にならないことを選択された場合で、また申し出をされない人は、お早めに住民課医療・保健係までお申しください。

電話での問い合わせ窓口を設置します。

後期高齢者医療制度や保険料にかかるお問い合わせ窓口(コールセンター)を、3月10日から10月末まで、福岡県後期高齢者医療広域連合に設置します。新しい制度についてのご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

受付時間
8時30分～17時30分
土、日、祝を除く
092-651-3111
FAX 092-651-3901



医療費負担

病院の窓口などでの医療費の自己負担はこれまでと同じで1割です。
今まで同様、現役並み所得者は3割。

◆ 保険料はどうやって支払うの?
 年金の額が年18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以下の場合は年金から引きられます。それ以外の人は町から送られてくる納付書や口座振替などによって納めます。現在、被保険者が加入している人は、保険料軽減にかかる特殊措置の関係で、普通徴収(納付書や口座振替で支払)になる場合があります。

◆ 医療費負担と給付の内容は?
 医療を受けるときの一部負担は、これまでの老人保健制度と同様、1割(現役並み所得者は3割)となります。また、病院にかかるときの給付については、今までの老人保健制度と基本的に変わりません。主な給付には次のものがあります。
 病院や診療所で診療を受けたときの治療費
 入院したときの食費
 療養病床に入院したときの生活療養費
 1ヶ月に払った自己負担が限度額を超えたときの給付
 訪問看護を利用したときの利用料
 装具の購入費など

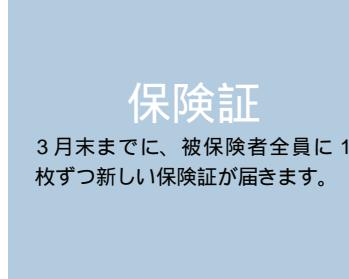
◆ 高額介護合算療養費とは?
 緊急の入院や転院のときの移送費用
 このほか、新しく、高額介護合算療養費が設けられます。

8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額が一定の限度額を超えた場合に払い戻されます。



1 保険証を送付します。
 被保険者には、3月中に新たに「後期高齢者医療制度」の保険証を送付します。(手書きの必要はありません)5月以降に誕生日を迎えて被保険者となる人は、被保険者になる月の前月に保険証を送付します。
 4月1日以後、病院などを受診する時は新しい保険証を使用してください。今までの国民健康保険や被用者保険等の保険証、老人保健医療受給者証は使用できません。

4月1日から新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳以上の人には、これまでの国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済保険など)から「後期高齢者医療制度」に加入(移行)することになります。
 「後期高齢者医療制度」は、福岡県後期高齢者医療広域連合が運営。福智町役場では、申請や届出の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収業務を行います。



保険証

3月末までに、被保険者全員に1枚ずつ新しい保険証が届きます。



対象者

対象は、75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳以上の人。
生活保護受給者は該当しません。



後期高齢者医療制度 Q & A

なぜ新しい制度ができたの?

高齢者の医療費が増大しているなか、医療保険を支える現役世代の人口は減少いつあり、その負担が増え続けています。そこで、高齢者世代と現役世代の負担を明確にして、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の人的心身の特性や生活実態などを踏まえ、独立した「後期高齢者医療制度」が創設されました。

何か手続きは必要?

現在「老人保健制度」の適用を受けていたり75歳以上の人には、手続き不要で自動的に「後期高齢者医療制度」へ移行します。

保険証はいつ届く?

すでに老人保健制度の適用を受けていたり75歳以上の人には、手続き不要で自動的に「後期高齢者医療制度」へ移行します。4月以降に75歳に到達する人は誕生日の前月にお届けします。なお、一人ひとりの保険料の額は、4月以後に決定して通知します。

後期高齢者医療制度が4月から始まります。